

公立徳第 442 号
令和 7 年 8 月 25 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公 印 省 略)

19 歳以上 23 歳未満である被扶養者の収入基準の見直しについて（お知らせ）

このことについて、公立学校共済組合本部から通知がありましたのでお知らせします。

被扶養者の収入基準については、公立学校共済組合徳島支部の運用方針に基づき対応していただいているところではありますが、今般、令和 7 年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いを下記のとおり定めることとなりました。

記

1. 認定対象者の年間収入にかかる認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、変更はしないこととする。
2. 船員保険法第 2 条第 9 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。
3. 上記の取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用すること。
4. 19 歳以上 23 歳未満の判定基準は、その年の 12 月 31 日現在の年齢とすること。